

奈良県告示第二百二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和二年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人康仁会西の京病院	奈良市六条町一〇二番地の一	令和五年七月三十一日